

業務の定義および自保険優先払いに関する追加条項  
(サイバー保険特約条項用)

<用語の定義 (五十音順) >

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
特定の保険契約	本契約の契約者を保険契約者とし、外国法事務弁護士担保条項が付帯された賠償責任保険契約をいいます。

第1条 (読替規定)

当社は、この追加条項が付帯された保険契約において、サイバー保険特約条項 (以下「特約条項」といいます。) に規定する用語の定義の業務を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
業務	被保険者が行う外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 (昭和 61 年法律第 66 号) に規定される業務をいいます。

第2条 (特定の保険契約がある場合の保険金の支払額)

当社は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第3章当社のでん補限度額第8条 (他の保険契約等との関係) および特約条項第10条 (他の保険契約等との関係の読替規定) の規定にかかわらず、特定の保険契約により支払われるべき保険金がある場合には、特定の保険契約に優先してこの保険契約の規定に従って保険金を支払います。

第3条 (普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。